

戸沢村建築物耐震改修促進計画

戸 沢 村

平成21年 9月策定

平成28年 3月改定

令和 3 年 1 2 月改定

目次

はじめに	2
1 目的	3
2 計画の位置づけ	3
(1) 計画の位置づけ	3
(2) 計画期間	3
(3) 対象建築物	3
3 住宅・建築物の耐震診断・改修の実施に関する目標	3
(1) 想定される地震の規模	3
(2) 想定される被害	4
(3) 耐震化の現状	5
(4) 耐震改修等の用途別目標の設定	7
(5) 公共建築物の耐震化情報の開示	10
4 住宅・建築物の耐震診断・改修の促進を図るための施策	10
(1) 基本的な取組方針	10
(2) 促進を図るための支援策	10
(3) 改修実施への環境整備	10
(4) 地震時の建築物の総合的な安全対策	11
(5) 要安全確認計画記載建築物（避難所・防災拠点施設）の耐震化	11
(6) 要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）の耐震化	11
(7) 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定	11
(8) 重点的に耐震化すべき区域の設定	11
(9) その他の促進対策	12
5 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発及び知識の普及	12
(1) 地震ハザードマップの作成	12
(2) 相談体制整備・情報の充実	12
(3) 地元組織との連携	12
(4) 家具の転倒防止策の推進	12
6 建築基準法、所管行政庁との連携	12
(1) 指導・助言の実施	12
7 その他関連施策の推進	12
(1) 山形県住宅・建築物地震対策推進協議会への参画	12
(2) 高齢者世帯のみ世帯の地震対策	13

はじめに

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は、6,400余名の尊い犠牲者と約24万棟に及び住宅家屋の全半壊等甚大な被害をもたらしました。この地震による直接的な死者数は5,502人で、うち約9割の4,831人は住宅・建築物の倒壊等によるものとなっており、倒壊した住宅からの出火、延焼によって被害が拡大しただけでなく、倒壊した住宅や建築物が道路をふさいだことが効率的な救助、消火活動の妨げとなり、いっそうの被害の拡大をもたらしました。

このため、国は阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）を制定し、建築物の耐震化に取り組んできました。

山形県では平成14年に地震調査研究本部地震調査委員会により「山形盆地断層帯、新庄盆地断層帯等4断層帯の評価」が発表され、阪神・淡路大震災を上回るマグニチュード7.8クラスの大規模地震が今後30年以内にほぼ0～7%の確率で発生する可能性が指摘されました。県ではこの評価を始めとする県内4断層帯にかかる国の調査結果を踏まえ、順次、被害想定調査を実施していきます。

また、近年大規模な地震が続いている。平成15年7月の宮城県北部連続地震、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成19年3月の石川県能登半島地震、平成19年7月の新潟県中越沖地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震、そして平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震と大きな地震が頻発しており、本村においても大地震による災害はいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。

こうした状況の中、国は耐震改修を平成25年11月に耐震改修促進法を改正し、大規模建築物の耐震診断・報告を義務化し、建築物の耐震化を推進しています。県では、平成19年1月策定の「山形県建築物耐震改修促進計画」を令和3年3月に改訂し、目標年次令和12度の耐震化率を95%としている。

本村においても当該法律改正や被害調査報告、県の耐震改修促進計画の改定を踏まえ、平成21年策定の「戸沢村建築物耐震改修促進計画」を今後の計画として改正し、昭和56年以前に建築された既存住宅・建築物の耐震化を計画的に推進していくこととする。

1 目的

「戸沢村建築物耐震改修促進計画」（以下「促進計画」という。）は、村民の生命や財産を保護するため、地震による住宅・建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、それらの耐震性向上策として、県と村等が連携しつつ耐震診断・改修等を総合的に促進するための基本的な枠組みを定めることを目的とする。

2 計画の位置づけ

（1）計画の位置づけ

「耐震改修促進法」第6条第1項、及び「山形県建築物耐震改修促進計画」に基づき策定する本計画は、「戸沢村地域防災計画」（平成25年3月修正）を上位計画として、既存建築物の耐震改修に関する施策の基本的な方向性を示す計画である。

● 促進計画の位置づけ

（法律）災害対策基本法・建築基準法・耐震改修促進法

（国）防災基本計画

（県）山形県地域防災計画

　　山形県耐震改修促進計画・山形県公共施設等耐震化指針

（村）戸沢村地域防災計画・戸沢村耐震改修促進計画

（2）計画期間

計画期間は、令和3年度から令和12年度までとする。なお、定期的に点検・検証を行うものとし、必要に応じて本計画を見直すものとする。

（3）対象建築物

対象建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）により以前に建てられた住宅及び防災活動拠点施設等となる村所有の特定既存耐震不適格建築物とする。（表－1）

（表－1） 対象建築物一覧

対象建築物の分類	内 容
住 宅	戸建住宅、併用住宅
村有特定既存耐震不適格建築物	災害対策本部が設置される施設（村庁舎等）

3 住宅・建築物の耐震診断・改修の実施に関する目標

（1）想定される地震の規模

山形県危機管理課が公表している山形県活断層長期評価によると、新庄市から舟形町にかけて確認されている「新庄盆地断層帯」では今後30年以内において、最大でマグニチュード7クラスの地震が発生すると予想されている。（表－2）

(表－2) 想定地震の長期評価一覧

区分	震源		最大規定 地震の規模	位置	長さ	発生確率 30年以内
内陸	山形盆地断層帯	全体	M7.8程度	大石田町～上山市	約60km	
		北部	M7.3程度	大石田町～寒河江市	約29km	0.003～8%
		南部	M7.3程度	寒河江市～上山市	約31km	1%
	長井盆地西縁断層帯		M7.7程度	新庄市～舟形町	17～22km	0.6～5%
	庄内平野東縁断層 帯	全体	M7.5程度	遊佐町～旧藤島町	約38km	
		北部	M7.1程度	遊佐町～庄内町	約24km	ほぼ0%
		南部	M6.9程度	庄内町～旧遊佐町	約17km	ほぼ0～6%
	新庄盆地断層帯	東部	M7.1程度	新庄市～舟形町	約22km	5%以下
		西部	M6.9程度	鮎川村～大蔵村	約17km	0.6%
海溝型	日本海東縁部 (山形県沖)		M7.7程度	山形県沖	北側 50km 南側 70km	ほぼ0%

(出典：地震調査研究推進本部による長期評価、発生確率の算定基準日：令和3年1月1日)

(2) 想定される被害

県内においては、庄内平野東縁断層帯、山形盆地断層帯及び新庄盆地断層帯が今後30年内に発生する確率が最大5～7%と全国の断層帯と比較しても高い数値である。

県が調査した新庄盆地断層帯の被害は、震度6弱以上の地域が震源断層帯付近に分布しているため、建物の全壊・半壊を合わせると約6,600棟、死者110名、負傷者が約2,600名、建物被害による避難者が約7,800名と見込まれている。

当村被害想定は、豪雪地帯であることから想定どおりに冬季の朝に大規模地震が発生した場合に被害最大となり、建物全壊約80棟、半壊約300棟、死者約10人、負傷者約180人、避難者約550人と予想される。

(表－3) 県内断層帯の被害想定調査結果一覧表

	山形盆地断層帯	長井平野西縁 断層帯	庄内平野東縁 断層帯	新庄盆地断層帯
(公表年月)	平成14年12月	平成18年6月	平成18年6月	平成10年3月
想定 マグニチュード	M7.8	M7.7	M7.5	M7.0
建物全壊	34,792棟	22,475棟	10,781棟	1,295棟
建物半壊	54,397棟	50,926棟	23,618棟	5,342棟
死者	2,114人	1,706人	915人	110人
負傷者	21,887人	16,405人	9,694人	2,585人
避難者	94,688人	78,849人	41,044人	7,776人

注) 発生ケースは冬季の早朝を想定

(県危機管理課資料による)

(3) 耐震化の現状

① 住宅の現状

令和2年度末の村内にある住宅等建築物を調査してみると住宅総数1, 344戸があり、その内、現行の耐震基準が適用された昭和56年6月1日より前（以下、昭和56年以前とする）に建築された住宅が1, 034戸と全体の71.5%を占めている。

構造では、木造住宅が1, 433戸で全体の99.1%と高い比率を占め、その中でも昭和56年以前に建築された木造住宅は1, 025戸あり木造住宅の約71.5%を占め、木造住宅の耐震化が急務となっている。（表－4）

また、県が簡易診断により実施した耐震実態調査及び無料診断等の結果によると、昭和56年以前建築の木造戸建住宅であっても約30%が耐震性ありと推定されることから、本村でも約308戸が耐震性ありと推定され、耐震性を満たすと考えられる木造住宅は昭和56年6月1日以降（以下、昭和57年以降とする）建築の408戸と合わせて716戸で、耐震化率50.0%と推定される。

非木造の住宅は、（表－4）によると戸建住宅・共同住宅等を合わせて13戸があり、昭和56年以前に建築された9戸の内、耐震診断を行うと耐震性があると考えられる国の推定値76%で算定すると約7戸の住宅が耐震性ありと推定され、耐震性を満たすと考えられる住宅数は、昭和57年以降建築された4戸と合わせた11戸で、耐震化率は84.6%となる。

したがって、戸沢村の令和2年度末時点における住宅の耐震化状況については、昭和57年以降に建築された住宅412戸と昭和56年以前に建築された住宅で耐震診断により耐震性があると考えられる木造住宅308戸、非木造等7戸を合わせると、耐震性を満たすと考えられる住宅は727戸で耐震化率50.3%と推定される。（表－5）

（表－4） 住宅の建設年代戸数

（単位：戸）

建設年代	木造住宅	非木造住宅	備考
～昭和25年	305	1	1, 034 (71.5%)
昭和26年～昭和35年	16	1	
昭和36年～昭和45年	297	3	
昭和46年～昭和56年	407	4	
昭和56年以前 小計	1, 025	9	
昭和57年～平成2年	172	0	412 (28.5%)
平成3年～平成12年	122	2	
平成13年～平成20年	68	2	
平成21年～	46	0	
昭和57年以降 小計	408	4	
合 計	1, 433	13	1, 446

（村民税務課統計による）

(表－5) 住宅の耐震化率の推定

住宅総数 1,446戸	昭和57年以降 412戸	木造 408戸 非木造 4戸	耐震性を満たす 727戸 (50.3%)
		木 造 308戸 非木造 7戸	
	昭和56年以前 1,034戸	木 造 717戸 非木造 2戸	耐震性が不十分 719戸 (49.7%)

② 建築物

a 特定既存耐震不適格建築物

特定既存耐震不適格建築物は、既存耐震不適格建築物であって改修促進法第14条第2で定める建築物である。

(表－6) 特定建築物耐震化状況

用 途	対 象 棟 数	診 断 棟 数	診 断 で 耐震性有	耐 震 化 済	用 途	対 象 棟 数	診 断 棟 数	診 断 で 耐震性有	耐 震 化 済
小中学校等(2F以上)	0	0	0	0	病院・診療所	0	0	0	0
学校(上記以外)	0	0	0	0	集会場	0	0	0	0
体育館(一般供用)	0	0	0	0	店舗等	0	0	0	0
老人ホーム等	0	0	0	0	ホテル・旅館	0	0	0	0
保育所	0	0	0	0	公共庁舎等	2	2	1	1
危険物貯蔵	0	0	0	0	その他	0	0	0	0
賃貸共同住宅等	0	0	0	0	合計	2	2	1	1

b 公共施設（村有施設）

村が所有等する防災活動拠点及び住民が多数利用する施設等総数14棟のうち小中学校等は2棟で約14%を占めている。

昭和56年以前に建築された村施設は5施設で全体の35.7%を占めてはいるが令和2年度に公共庁舎の耐震改修を完了し、更に平成29年度に消防署の移設及び建替え実施により防災活動拠点の庁舎及び消防署の耐震化は完了するも、公営住宅1棟については耐震化が完了しておらず全体の耐震化率は92.9%となっており、耐震化への対応が急がれる。(表－7)

(表一7) 村公共施設（防災活動拠点施設等となる建築物）施設区分別耐震改修状況

(令和3年1月1日現在)

施設区分	全棟数 A	S57年 以降建 築数 B		S56年 以前建 築数 C		S56年 以前建 築の全 棟数に 占める 割合 C/A %	耐震診 断実施 済みの 棟数 D	改修等 不要な 棟数 E	改修等 必要な 棟数 F	改修済 み棟数 G	改修未 実施の 棟数 H	耐震診 断未実 施の棟 数 I=C-D	耐震化 済みの 棟数 J=B+E+G	耐震化 未実施 の棟数 K=H+I	耐 震 診 断 実施率 D/C %	耐 震 化 率 J/A %
		S57年 以降建 築数 B	S56年 以前建 築数 C	C/A %	D	E	F	G	H	I=C-D	J=B+E+G	K=H+I	D/C %	J/A %		
① 庁舎等	1	0	1	100.0	1	0	0	1	0	0	1	0	100.0	100.0		
② 小中学校等	2	2	0	0.0	0	0	0	0	0	0	2	0	0.0	100.0		
③ 公民館等	1	0	1	100.0	1	0	1	1	0	0	1	0	100.0	100.0		
④ 体育館等	1	0	1	100.0	1	0	1	1	0	0	1	0	100.0	100.0		
⑤ 医療機関	1	1	0	0.0	0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	100.0		
⑥ 福祉施設	1	1	0	0.0	0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	0.0		
⑦ 消防署等	1	1	0	0.0	0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	100.0		
⑧ 公営住宅等	1	0	1	100.0	0	0	0	0	0	1	0	1	0.0	0.0		
⑨ その他の施設	5	4	1	20.0	1	0	1	1	0	0	5	0	100.0	100.0		
合計	14	9	5	35.7	4	0	3	4	0	1	13	1	80.0	92.9		

※対象施設は、木造以外の2階以上又は延べ床面積200m²を超えるもの

(4) 耐震改修等の用途別目標の設定

戸沢村の住宅・建築物の耐震化は想定されている「新庄盆地断層帯」の被害想定を勘案すると地震被害の減災対策として極めて重要であり、国の基本指針による耐震化率95%を目標とする。

また、村所有等の公共施設の耐震化率目標は、村民が安心して利用でき、防災活動拠点施設として機能する必要があるためできるだけ(表-7)の用途である全施設の耐震化を目指すものとする。

① 住宅

耐震診断については、住宅総戸数1,446戸の95%を目標とし、昭和56年以前建築の木造住宅1,025戸の住宅のうち、少なくとも令和12年度までに耐震改修を行う必要があると思われる住宅約717戸を耐震診断の対象とする。(表-5)

■ 令和12年度の住宅の耐震化率目標

住宅の令和12年度における耐震化率目標を95%とする。

令和3年度耐震化率	令和12年度耐震化率
50.3%	95%

		令和3年度推計値	→	令和12年度目標
住宅	総数	1,446戸		約1,416戸
	うち耐震性あり	727戸 (50.3%)		約1,345戸 (95%)
	うち耐震性なし	719戸 (49.7%)		約 71戸 (5%)

(非木造)	13戸	→	約 12戸
うち耐震性あり	11戸 (84.6%)		約 11戸 (91.7%)
うち耐震性なし	2戸 (15.4%)	→	約 1戸 (8.3%)
(戸建木造住宅)	1,433戸		約1,404戸
うち耐震性あり	716 (50.0%)	→	約1,334戸 (95.0%)
うち耐震性なし	717 (50.0%)		約 70戸 (5.0%)

■ 目標達成のために必要な戸数

耐震化率95%を目標とした場合、令和12年度の推計住宅総数1,416戸のうち、耐震性のある住宅1,345戸、耐震性のない住宅は71戸となる。

住宅総数の推移については、山形県統計では空き家が平成5年約20,000戸、平成15年約40,000戸と約20,000戸増加している。今後約10年間においても約20,000戸が新たに空き家になるとして、戸沢村に置き換えると今後5年間ににおいて約30戸が新たに空き家になると想えられる。

その内、昭和56年以前に建築された住宅の比率を71.5%とすると約21戸が空き家になると想えられ、うち木造住宅は比率99.1%で20戸となる。

したがって、令和3年度から今後約10年間で耐震改修等が必要な戸数は、耐震診断対象の717戸から、空き家となる住宅20戸、戸建て木造住宅の耐震改修目標95%の残り70戸を差引いた627戸とし、除却・建替え及び増改築を含め耐震改修を約120戸／年とする。

住宅・耐震改修必要戸数 (717戸 - 20戸 - 70戸) = 627戸	→	目標達成に必要な戸数 改修 100戸／年 建替え等 20戸／年

- ・住宅については、住宅・土地統計資料等により定期的(3年毎)に点検し、フォローアップを行う。

② 建築物

本村における昭和56年以前の特定既存耐震不適格建築物について、民間施設はなく公共施設のみである。したがって、その耐震診断、改修は公共施設の整備計画の中で取り組んでいく。

公共施設は、特定建築物、防災活動拠点施設を中心に耐震診断を早急に実施し、年次計画で耐震改修を推進していく。

a 公共施設

- ① 村有施設の防災活動拠点施設の耐震化率目標は、村民が安心して利用でき防災上重要な施設として機能する必要性があるため全施設の耐震化を目指すものとする。

● 庁舎

令和3年度耐震化率	令和12年度
100%	100%

- ・令和2年度に役場本庁1棟を耐震改修済み。

● 小・中学校

令和3年度耐震化率	令和12年度
100%	100%

● 公民館

令和3年度耐震化率	令和12年度
100%	100%

● 体育館

令和3年度耐震化率	令和12年度
100%	100%

● 救護施設等（保健センター）

令和3年度耐震化率	令和12年度
100%	100%

● 福祉施設等（保育所等）

令和3年度耐震化率	令和12年度
100%	100%

● 消防署

令和3年度耐震化率	令和12年度
100%	100%

- ・平成29年度に移転建替え済み。

● 公営住宅

令和3年度耐震化率	令和12年度
0%	100%

- ・昭和56年以降整備した建物以外の住宅については耐震診断及び改修・除却を含めた対応をするよう努める。

● その他の施設（農村環境改善センター他）

令和3年度耐震化率	令和12年度
100%	100%

(5) 公共建築物の耐震化情報の開示

防災活動拠点施設である村施設については耐震診断を速やかに行い、その後、施設の耐震性を公表し情報開示することに努める。

4 住宅・建築物の耐震診断・改修の促進を図るための施策

(1) 基本的な取組方針

村内の住宅・建築物の耐震化を促進するためには、所有者などが自ら耐震化に努めることを基本とし、村は、住宅・建築物の所有者などが耐震診断及び耐震改修を計画的に行うことができるよう、環境の整備や必要な支援施策を講じる。

- ・ 国庫補助事業の※「住宅・建築物耐震改修等事業」の活用を図る。
 - ・ 耐震相談窓口を活用し、耐震化に努める。
 - ・ 村民に耐震化に関する情報、事業者情報等の情報提供を行う。
 - ・ 村内の通学路等の危険なコンクリートブロック箇所については、村の助成制度による生垣設置の指導を行う。
 - ・ 地震時の家具転倒防止策や窓ガラス等の落下防止策の促進を図る。
- ※ 「住宅・建築物耐震改修等事業」とは社会資本整備総合交付金要綱に基づく「戸沢村住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」として位置付ける。

(2) 促進を図るための支援策

村は、住宅・建築物耐震化の促進を図るため、耐震改修に向けた支援策を講じるとともに、県と協力・連携して国等の補助事業を活用した耐震診断を実施し、耐震改修へ誘導するなど円滑な耐震化事業の促進に努める。

① 耐震改修の経済的負担を軽減する支援策

県が行っている山形県住宅リフォーム資金融資制度事業及び山形の家づくり利子補給度を積極的に活用し、耐震建替の促進を図る。

② 耐震診断及び改修に向けた啓発事業

- a 県が作成した啓発用パンフレット等の配布や広報誌へ掲載し、啓発に努める。
- b 県と連携した耐震診断士養成講習会、耐震改修講習会等を開催する。
- c 本計画における住宅の耐震化率の目標達成に向けて、「戸沢村耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、毎年度耐震化促進事業の具体的取り組みと支援目標を設定し、その実施・達成状況を把握・検証・公表し対策を進める。

(3) 改修実施への環境整備

① 改修工事の内容、補強効果、費用、施工者等の改修についての疑問や問い合わせに関して安心して耐震改修が行えるよう、県及び各総合支庁の建築課等に耐震相談窓口を設

置していることを受けて、村も建設水道課に相談窓口を設置し専門的なことや技術的なことは除いて相談、情報提供を行うことにより環境を整備する。

② 耐震改修の経済的負担を軽減する支援策として「山形県住宅リフォーム資金融資制度」、また、建替促進のための制限として「山形の家づくり利子補給制度」の啓発により耐震化の促進を図る。

(4) 地震時の建築物の総合的な安全対策

広報誌やホームページ等を活用して建築物の耐震化の必要性や地震防災意識の普及・啓発を行い、耐震診断・耐震改修へ誘導を図る。また、ブロック塀の安全対策として、危険なブロック塀の解消を図るために所有者に指導し除去を促す。

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の応急判定が必要に場合は、村は判定実施本部等を設置し、県に対し応急危険度判定士の派遣要請を行うとともに、判定士の受け入れに必要な措置を講じる。

(5) 要安全確認計画記載建築物（避難所・防災拠点施設）の耐震化

地震発生時に、避難者の収容先となる避難所や災害対策活動の実施拠点となる庁舎等の防災拠点施設については耐震化が対応済みであり、村指定の避難所・防災拠点施設の現状も、学校施設や医療施設は耐震化も完了している。

今後も、限られた財政状況の中、災害対策活動拠点や避難所・防災拠点施設の耐震化を維持することとする。

(6) 要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）の耐震化

地震時において、建築物の倒壊により緊急車両の通行や村民の避難の妨げならないよう、下記の道路を関し、耐震改修促進法第5条第3項第2号及び第3号の道路として指定すべきかについて、県と検討を行う。

①緊急輸送道路

山形県地域防災計画（震災対策編）に記載された緊急輸送道路（1次、2次）

②避難所に通ずる避難道路

戸沢村地域防災計画において指定する地区の避難所に通ずる避難道路

(7) 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

優先的に耐震化に着手すべき建築物は、村有公共施設のうち地震災害発生時に防災活動の拠点施設となる庁舎等の重要な村有公共施設の建築物及び平成7年1月の阪神・淡路大震災で被害が集中した昭和56年以前に在来軸組工法の戸建て住宅とする。

重要な村有公共施設については、重要度、建設年次などの諸条件を勘案して耐震診断を行なながら、耐震化率100%を目標とする。また、在来軸組工法による戸建て住宅は、耐震診断窓口での指導や耐震診断及び改修の支援策等を通じて耐震化を促進する。

(8) 重点的に耐震化すべき区域の設定

前記の優先的に耐震化すべき建築物のうち、重点的に耐震化すべき区域は、次のとおりとする。

(9) その他の促進対策

地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害を軽減するため、知事が支持した「土砂災害等別警戒区域」に存在する危険住宅については、国庫補助事業の「住宅・建築物耐震改修等事業」を活用しながら移転を促す。

5 建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発及び知識の普及

(1) 地震ハザードマップの作成

住宅・建築物の耐震化促進のためには、その地域に発生のおそれのある地震や地震による被害等の可能性を村民に伝えることにより耐震化への意識を啓発する必要性がある。

村では、県の資料提供を受け「地盤の揺れやすさ」が分かる地震ハザードマップ（震度マップ）の作成・公表を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。

(2) 相談体制の整備・情報の充実

住宅・建築物所有者が耐震化について相談する体制としては、村で相談窓口を設置し対応するものとし、場合により県及び専門機関の相談窓口を紹介する等情報提供に努める。

(3) 地元組織との連携

地震防災対策の基本は「自らの命は自ら守る」、「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して「自助」「共助」に努め地震対策を講じることが重要である。自治会や自主防災組織等の地域活動組織は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検や、耐震化の啓発活動を行うことが期待されている。

このようなことから地域に密着した自主防災組織等の育成や学習、防災訓練等が必要であるため、地域の取り組みに対して支援していく。

(4) 家具の転倒防止策の推進

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、地震時における家具の転倒防止策についてパンフレット等を活用して村民に対策事例等を紹介し、自らできる地震対策への取り組みについて普及・啓発を図る。

6 建築基準法、所管行政庁との連携

(1) 指導・助言の実施

県と連携し、耐震改修促進法により耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保する必要がある認められる場合には、所有者に対して指導・助言を実施するよう努める。

7 その他関連施策の推進

(1) 山形県住宅・建築物地震対策推進協議会への参画

村は県が住宅・建築物の耐震化を促進させるために官民が協働で対策にあたる必要があることから設立した協議会に、積極的に参画し、住宅・建築物耐震化促進のため努力していくものとする。

(2) 高齢者のみ世帯の地震対策

県が行っている高齢者住宅減災対策事業及び高齢者すまいの地震あんしん事業を活用し、高齢者のみ世帯住宅の減災対策の普及・啓発に努める。